

長野県消費者被害防止対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 特殊詐欺や悪質商法の消費者被害の未然防止を図るため、長野県消費者被害防止対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、関係機関及び関係団体等（以下「関係団体等」という。）が協働して、消費者被害に遭わない・遭わせない安全で安心な郷土づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 推進会議として統一した啓発活動の推進に関する事
- (2) 被害防止に向けた構成団体の独自の取組みに関する事
- (3) 県、県警察及び市町村が実施する被害防止対策との協働に関する事
- (4) 消費者被害防止見守り体制の推進に関する事
- (5) 消費者教育・消費者啓発の実施に関する事
- (6) その他前条の目的を達成するため、必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる関係団体等をもって組織する。

- 2 前項に規定する関係団体等のほか、推進会議の目的に賛同し、県内に広く組織を持つ団体等を加えることができるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長を置き、長野県知事をもって充てる。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 推進会議に副会長6名を置き、会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長を務める。

- 2 会長は、必要と認めるときは、推進会議の会議に構成団体以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(幹事会)

第6条 第2条に規定する事業を円滑に行うため、推進会議に別表1に掲げる関係団体等をもって構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置き、長野県県民文化部長をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集する。

(庁内連絡会議)

第7条 推進会議の事業の企画・提案及び円滑な推進を図るため、庁内連絡会議を置き、別表2に掲げる職員をもって充てる。

(事務局)

第8条 推進会議の事務局は、長野県県民文化部県民協働課消費生活室に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成26年7月23日から施行する。